

社会福祉法人 共愛会 倫理委員会規程

(委員会の設置)

第1条 社会福祉法人共愛会が運営する事業所（以下「施設等」という）が行う福祉サービス等において、利用者の安全と人権保護の観点から虐待防止や身体拘束等の適正化の更なる推進、および適切な支援等の推進に資するために社会福祉法人共愛会倫理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(目的)

第2条 この規程は委員会の運営について、必要な事項を定めることを目的とする。

- 2) 委員会は、障害者虐待防止法第15条、「障害者福祉施設・事業所における障害者虐待の防止と対応の手引き」（平成24年9月・厚生労働省）、および高齢者虐待防止法に基づいた虐待防止委員会を兼ねるものとする。
- 3) 委員会は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）および養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和41年厚生省令第19号）など、各基準省令に規定する身体拘束禁止規定の遵守を目的とした身体拘束等適正化検討委員会を兼ねるものとする。

(基幹となる指針等)

第3条 この規程の基幹となる指針等は次のとおりとする。

- ・共愛会五訓
- ・職員倫理綱領
- ・社会福祉法人共愛会 虐待防止のための指針
- ・社会福祉法人共愛会 身体拘束等適正化のための指針
- ・特別養護老人ホーム木犀館 身体拘束等適正化のための指針

(委員会の組織)

第4条 委員会は委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2) 委員会は、施設長、サービス管理責任者、ケアマネージャー、生活相談員、直接処遇職員、看護師等にて構成する。
- 3) 委員の選任については、各施設等の施設長または管理者（以下「施設長等」という。）が推薦し、理事長が委嘱する。

- 4) 委員の中から委員長1名、副委員長2名を理事長が任命する。
- 5) 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。
- 6) 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。
- 7) 各施設等においては虐待防止責任者を施設長または管理者とし、各委員が虐待防止の対策に務めるものとする。

(委員会の開催)

第5条 委員会は年6回以上開催する。

- 2) 委員会の開催については理事長の承認を得、委員長が委員を招集する。
- 3) 委員長は委員会において必要があるときは、前条に定める委員の他に虐待防止に関し必要な者の出席を求めることができる。
- 4) 委員会は書記を指名し議事録を整備する。

(委員会の業務)

第6条 委員会は、次の業務を行う。

- 1) 職員倫理綱領を職員に周知し、行動規範とするよう啓発する。
- 2) 「虐待の分類」について職員に周知し定期的な意識確認を行う。
- 3) 虐待防止マニュアルや身体拘束・行動制限に関わるガイドライン等の各種マニュアルの定期的な見直し
- 4) 「虐待を早期に発見するポイント」に従い、「虐待発見チェックリスト」結果による調査を必要あるごとに実施する。
- 5) 前項の調査を実施した結果、虐待や虐待の虞があるときは虐待防止責任者に報告する。
- 6) 虐待防止に係る研修を年2回以上行うものとする。
- 7) 前5項の研修とは別に、身体拘束等の適正化に係わる研修を年2回以上行うものとする。
- 8) その他、法令及び制度の改訂があった場合は、委員会を開催し規程等の見直しを行うものとする。
- 9) 委員会はヒヤリ・ハット事例を収集し、委員会にて分析及び対応に関する評価・検証等を行い、その結果については法人内で情報共有を行うものとする。
- 10) 委員会は身体拘束等の状況把握、改善、解除に向けた検討を行い、その結果については法人内で情報共有すると共に廃止に向けた取り組みを行うものとする。

(委員会の責務)

第7条 委員会の責務は次のとおりとする

- 1) 委員会は、施設利用者等に対する虐待が発生しないよう、職員の虐待防止意識の向上や虐待防止に関する情報の周知に努め、虐待のない施設環境づくりを目指すものとする。
- 2) 委員は日頃より利用者等に虐待及び虐待につながるような支援及び介護等が行われていないかを観察し、必要があるときは職員に直接改善を求め、また指導する。
- 3) 委員会は、その他の各委員会とも連携をとり利用者の虐待の虞のある事案や支援等に問題がある場合は、各委員会と協議し、協同で会議を開催する等、虐待防止の対応・対策及び改善を図るものとする。
- 4) 委員会は、身体的拘束は利用者等の生活の自由を制限し尊厳ある生活を阻むものであることを職員全員で意識共有し、利用者等の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが身体的・精神的・社会的弊害を理解した上で、拘束廃止に向けた意識を持ち、身体的拘束をしないケアを目指さなければならない。

(その他)

第8条 苦情受付及び説明・同意等については利用契約書及び重要事項説明書等に則り対応するものとする。

(規程の改訂)

第9条 本規程が実情にそぐわなくなったとき、もしくは関係法規等の定めに適合しなくなったときは、これを改訂することができる。

附 則 この規程は令和3年4月1日から施行する。

附 則 この規程は令和4年4月1日から施行する。